

貸金業者との間の第1基本契約により発生した過払金は
第2基本契約に基づく債務に充当されないとされた事例

講師：アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 桑原秀介

1時限目 事案の概要

X(原告・控訴人・被上告人)は、貸金業者Y(被告・被控訴人・上告人)との間で、継続的に金銭の借入れとその弁済が繰り返されるいわゆるリボルビング式金銭消費貸借に係る基本契約(以下「第1基本契約」)を締結し、約5年間にわたり、第1基本契約に基づき金銭の借入れと弁済を繰り返し行った。Xが第1基本契約に基づく元利金を完済した時点で、42万9,657円の過払金が発生していた。

そして完済から約3年後、Xは、Yとの間で、再びリボルビング式金銭消費貸借に係る基本契約(以下「第2基本契約」)を締結し、それから約7年間、第2基本契約に基づき金銭の借入れと弁済を繰り返し行った。第1基本契約と第2基本契約とは、利息、遅延損害金、返済日等が若干異なっていた。Xは、第1基本契約に基づく取引に係る過払金42万9,657円を、第2基本契約に係る借入金債務に充当したうえで、Yに対して過払金等68万7,802円の支払いを求めた(最二判平20.1.18判例時報1998号59頁)。

2時限目 判 旨

最高裁は、「同一の貸主と借主との間で継続的に貸付けとその弁済が繰り返されることを予定した基本契約が締結され、この基本契約に基づく取引に係る債務の各弁済金のうち制限超過部分を元本に充当すると過払金が発生するに至ったが、過払金が発生することとなった弁済がされた時点においては両者の間に他の債務が存在せず、その後、両者の間で改めて金銭消費貸借に係る基本契約が締結され、この基本契約に基づく取引に係る債務が発生した場合には、第1の基本契約に基づく取引により発生した過払金を新たな借入金債務に充当する旨の合意が存在するなど特段の事情がない限り、第1の基本契約に基づく取引に係る過払金は、第2の基本契約に基づく取引に係る債務には充当されないと解するのが相当である。」と判示したうえで、第1基本契約に基づく最終の弁済から約3年間が経過した後に改めて

第2基本契約が締結され、第1基本契約と第2基本契約とで利息、遅延損害金の利率を異にする本件では、原審の認定する事情のみでは「特段の事情」は認められないとして、原審に差し戻した。

3時限目 実務の視点

貸金業者と借主との間で1つの基本契約に基づかず複数借入れと弁済がなされた場合における過払金の他の借入金債務への充当の可否について、近時の判例は、充当の合意が認められるか否かによって判断してきた。

例えば、①基本契約が存在せず単発の貸付けが約5年の期間を置いて2回なされた場合において、第1の貸付けについて発生した過払金は充当に関する特約が存在するなどの特段の事情のない限り第2の貸付けに係る債務には充当されないとした判例(最三判平19.2.13民集61巻1号182頁)、②2つの基本契約に基づく借入れおよび返済が約13年間にわたりほぼ並行して行われた事案において、ある借入金債務につき発生した過払金を、他の借入金債務に充当する旨の合意を含んでいるものと解すべきとした判例(最一判平19.6.7民集61巻4号1537頁)、③基本契約が存在しないものの長年にわたり同様の方法で反復継続して貸付けが行われているなど、複数の貸付けが「1個の連続した貸付取引」であると認定できる場合には過払金を充当することを合意しているものと解すべきとした判例(最一判平19.7.19民集61巻5号2175頁)、などがその例である。

本判決は、2つのやや条件の異なる基本契約に基づく取引が約3年間の期間を置いてなされたというケースについて、充当に関する合意その他の特段の事情の有無により判断することを明らかにしており、上記①～③の判例の延長線上に位置付けることができよう。